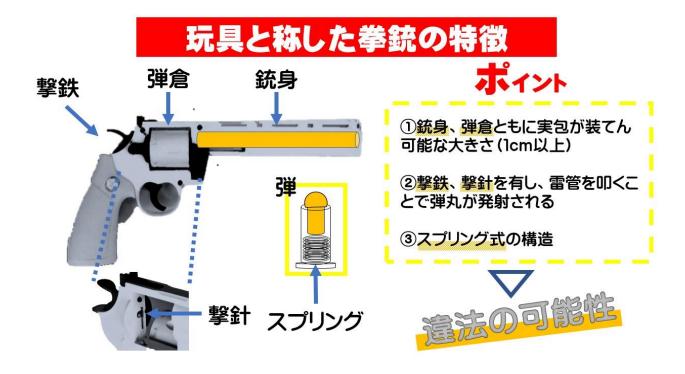
玩具と称した拳銃について

以下の特徴を有する玩具拳銃は、銃刀法上の「拳銃」に該当し、 所持すると銃刀法違反に問われるおそれがあります。



~玩具と称した拳銃の特徴(詳細)~

- 銃身、弾倉ともに実包が装てん可能な大きさである(約1 c m)
- 実包の薬莢に模したプラスチック型の弾が付属している
 - (※ 弾の中には、スプリングが内蔵されており、スポンジ・プラス チック製の弾頭を飛ばす仕様)
- 撃鉄、撃針を有し、撃針(雷管を叩く針)が弾の雷管(実包の後端部)を叩くことで弾丸が発射される構造である
- 実在する拳銃がモデルとなっているものが多い